第27回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

【5/7 知事訓示】

【現在の対策】

- 〇 現在、熊本市及び有明保健所管内にお住まいの方の不要不急の外出自粛 と、熊本市中心部及び有明保健所管内の酒類提供飲食店に対する午後9時 までの営業時間短縮の要請を行っております。
- これらのうち、5月12日を期限とした熊本市への対策については、感染状況を見極めた上で、5月10日に判断することとしておりました。
- 〇 ただし、感染状況が急激に悪化した場合は、5月10日を待たずして、 その時点で判断するとも申し上げておりました。

【熊本市の感染状況】

- 〇 熊本市の感染状況を見ると、ゴールデンウイーク中に一時的な減少が見られました。
- 〇 しかし、昨日5月6日の熊本市の新規陽性者数は、暫定値で60名と、 1日の感染者数としては、第4波で最多となりました。
- また、感染力が強い変異株の割合は、最近9割を超えている状況です。
- さらに、医療の状況も、熊本市では病床使用率が高止まりしており、今後、感染拡大が続けば、極めて厳しい状況になることも懸念されます。
- このような状況を踏まえ、今ここで人口が集中する熊本市内の感染を抑え込まないと、更なるクラスターの発生や県全体への感染拡大が強く懸念されます。

【熊本蔓延防止宣言】

〇 そのため、本日、県独自の「熊本蔓延防止宣言」を出し、熊本市への対策 を強化します。

【営業時間短縮要請の強化】

- まず、熊本市の酒類提供飲食店に対する営業時間の短縮要請について、 第1に、対象地域を、熊本市中心部から熊本市全域に拡大します。
- 第2に、午後9時までの短縮を、午後8時までと強化します。

- これらの要請については、期間を5月10日から5月31日までとします。
- 営業時間の短縮に御協力いただいた事業者の皆様には、協力金をお支払 いいたします。

【外出自粛要請の強化】

○ 次に、不要不急の外出について、熊本市にお住まいの方は、特に午後8 時以降の外出を、厳に控えていただくようお願いします。

【国への要請】

〇 さらに、今回の「熊本蔓延防止宣言」に基づく対策を強化する5月10 日に、国へ「まん延防止等重点措置」の適用を要請します。

【臨時会の開催】

- 今回の対策強化では、事業者の皆様に多大な御負担をおかけすることに なります。
- 事業者の皆様への追加支援策などを講じることとし、関連予算を審議い ただく臨時会の開催を、県議会と協議しております。

【結び】

- 第4波を抑え込めるかどうかは、県民お一人お一人の意識や行動にかかっています。
- 県民の力で第4波を抑え込むことができれば、5月31日を待たず、早期に要請を解除いたします。
- O 皆さん一丸となって、この難局を乗り越えましょう。

(以上)